

■ 議長記者会見概要

日 時：平成24年12月3日（月）13：45～14：00

場 所：県政記者室（県庁内）

出席者：上田悟議長、高柳忠夫副議長、国中憲治広報委員会座長



高柳忠夫副議長

上田悟議長

国中憲治広報委員会座長

〈案件〉

（1）12月定例県議会について

議長；本日から12月定例会が開会しました。12日間の会期で12月14日閉会予定です。知事から議案33件が上程されました。すべて会期中の常任委員会に付託されて審議されます。

（2）政務調査費条例及び規定の改正について

議長；12月14日最終日に、議員提案で地方自治法改正に伴う政務調査費の関係条例等の改正についてを上程します。主な改正内容は①「政務調査費」から「政務活動費」に変更すること②交付目的についてこれまでの「調査研究に資するもの」に「その他の活動」を新たに追加すること③活動費の用途について透明性の確保を規定することとしております。

この具体の運用につきましては政務調査費の手引き（運用方針）を見直します。これは議員で構成される検討会議を立ち上げて来年2月を目途に政務調査費の手引きの改正を図るものであります。

〈質疑応答〉

記者；政務調査費条例及び規程の改正は全都道府県議会で行われているものですか。

議長；そうです。国の地方自治法の一部改正に伴う条例の改正です。同じように動い

ています。

記者；手引きの見直しというのは具体的にどのように見直していますか。

議長；政務調査費から政務活動費に名称が変更になるので、政務活動費とはという定義、使途基準も若干さわらなければなりません。そのような運用の形の手引きを改正する。法の改正で定義されているので、それに準じて条例改正します。

記者；各都道府県で独自のものを作ることになるのです。

議長；全国都道府県議長会で相当議論されていて、全国差異のないような形になると想定しています。

記者；議員として、今までこういうことに使えたらいいのにと思っていたことがありますか。

議長；ひとつの例として国の活動に関する要望活動・陳情活動は今まで政務調査費として認められていませんでした。しかし、議員の活動の一環であるのでこれまで認めるべきであるという主張をしてきました。これが今回の地方自治法改正で認められ調査活動の交通費（旅費）に含めることになった。活動の幅が広がると同時にその透明性もしっかりと確保しなければなりません。

記者；選挙情勢についてはどうですか。

議長；本来の記者会見の趣旨と異なるので、コメントは差し控えます。

記者；議会日程が選挙活動の支障になっていないか。

議長；特になっていません。